重要な会計方針

当事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」 (令和3年9月21日改訂)並びに「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準 注解』に関するQ&A」(令和4年3月最終改訂)(以下「独立行政法人会計基準等」という。) のうち、時価の算定に係る改訂内容を適用して、財務諸表等を作成しております。

なお、独立行政法人会計基準等のうち、収益認識に関する改訂内容は令和5事業年度から 適用します。

1 運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の 活動については期間進行基準を採用しております。

2 減価償却の会計処理方法

有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年~47年

車両運搬具 6年

工具器具備品 5年~15年

- 3 引当金の計上基準
- (1) 賞与引当金

役職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

なお、畜産勘定、野菜勘定、砂糖勘定、でん粉勘定及び肉用子牛勘定の役職員の賞与については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

(2) 退職給付引当金

退職一時金については、役職員の期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

なお、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである畜産勘定、野菜勘定、砂糖勘定、でん粉勘定及び肉用子牛勘定の退職一時金については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

- 4 有価証券の評価基準及び評価方法
- (1) 満期保有目的債券
 - ① 取得差額がないもの 原価法(売却原価は先入先出法により算定)によっております。
 - ② 取得差額があるもの 償却原価法(定額法、売却原価は先入先出法により算定)によっております。
- (2) 関係会社株式

出資先持分額による評価(取得原価は移動平均法)によっております。

持分相当額が取得原価よりも下落した場合の評価差額は、投資評価引当金として計上し、翌期に洗替えております。

また、持分相当額が取得原価よりも増加した場合の評価差額は、部分純資産直入法により処理を行い関係会社株式評価差額金として計上し、翌期に洗替えております。

(3) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

5 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益 として処理しております。

6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。

7 リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買 取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

8 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理方法は、税込方式によっております。

注記事項

1 貸借対照表

- (1) 固定資産(電話加入権)の減損について
 - ①減損を認識した固定資産の種類、帳簿価額等の概要

種類	1回線当たり帳簿価額	回 線 数	帳簿価額
電話加入権	13,818円	148 回線	2,045,100 円

②減損の認識に至った経緯

市場価格が下落している状況にあるため。

③損益計算書における計上金額

回収可能サービス価額が帳簿価額を上回っているため、減損損失は計上しておりません。

④回収可能サービス価額の概要

NTT 東日本の公定価格 39,600 円 (1回線当たり)を再調達価額とした使用価値相当額が正味売却価額 (222 千円)を上回るため、使用価値相当額 (5,861 千円)を回収可能サービス価額としております。

(2) 固定資産(建物・土地)の減損の兆候について

次の職員宿舎は、次期中期目標期間中に廃止する予定のため、減損の兆候が認められます。

①減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所等の概要

名称	用途	種類	場所	面積	使用しなくなる
					日における帳簿
					価額の見込額
瀬ケ崎 1・2・	職員	建物	埼玉県さいたま市浦和区	_	7, 103, 025 円
3 号宿舎	宿舎				
瀬ケ崎 1・2・	職員	土地	埼玉県さいたま市浦和区	383. 47 m²	28, 200, 000 円
3 号宿舎	宿舎				
越谷第1宿舎	職員	建物	埼玉県越谷市	_	3,816,500円
	宿舎				
越谷第1宿舎	職員	土地	埼玉県越谷市	100.06 m²	9,600,000 円
	宿舎				
越谷第2宿舎	職員	建物	埼玉県越谷市	_	3, 984, 875 円
	宿舎				
越谷第2宿舎	職員	土地	埼玉県越谷市	100.06 m²	9,600,000円
	宿舎				

②使用しなくなる日

令和5年度以降に廃止を予定しておりますが、廃止予定日については未定です。

③使用しないという決定を行った経緯及び理由

稼働率の著しい低下や施設・設備の老朽化、居住者が大規模地震発生時の参集要員に該当しないこと等を総合的に勘案し、事務・事業を円滑に実施する上で真に必要とは言えないと判断したため、廃止を予定しております。

④将来の使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込額

当該施設の回収可能サービス価額及び減損額の見込額については、廃止の時期が未定のため、記載しておりません。なお、使用しなくなる日における帳簿価額の見込額については、当事業年度末の帳簿価額を記載しております。

2 行政コスト計算書

(1)独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト209, 106, 795, 448 円自己収入等△ 60, 039, 725, 088 円国庫納付額△ 17, 115, 719, 518 円機会費用107, 124, 081 円

独立行政法人の業務運営に関して

国民の負担に帰せられるコスト

(2)機会費用の計上方法

- ①政府出資から生ずる機会費用の計算に使用した利率 10年利付国債の令和5年3月末利回りを参考に0.320%で計算しております。
- ②国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法 当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独 立行政法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基 準等を参考に計算しております。

132, 058, 474, 923 円

3 損益計算書

ファイナンス・リースが損益に与える影響額は \triangle 30,165 円であり、当該影響額を除いた当期総損失は13,246,197,221 円であります。

4 キャッシュ・フロー計算書

資金の期末残高の貸借対照表上の科目

現金及び預金380,546,295,346 円うち定期預金115,700,000,000 円(差引)資金残高264,846,295,346 円

5 有価証券関係

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位:円)

区 分	期末における 貸借対照表計上額	期末における時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えるも の	24, 937, 739, 362	25, 324, 760, 000	387, 020, 638
時価が貸借対照表 計上額を超えない もの	21, 870, 809, 369	21, 394, 160, 000	△ 476, 649, 369
合 計	46, 808, 548, 731	46, 718, 920, 000	△ 89, 628, 731

(2) 事業年度中に売却した満期保有目的の債券 該当なし

(3) 時価評価されない有価証券

(単位:円)

区分	貸借対照表計上額
① その他の有価証券	
〇 非上場株式	2, 704, 574, 071
合 計	2, 704, 574, 071
② 関係会社株式	
〇 関連会社株式	7, 812, 415, 098
合 計	7, 812, 415, 098

(4)満期保有目的の債券の期末日後における償還予定額

(単位:円)

区	分	1 年 以 内	1年超5年以内	5 年超 10 年以内	10 年 超
国債・地力	♂債等 ※	6, 050, 000, 000	16,600,000,000	9, 700, 000, 000	300,000,000
社債		400, 000, 000	3, 900, 000, 000	9,900,000,000	0
合	計	6, 450, 000, 000	20, 500, 000, 000	19,600,000,000	300,000,000

[※]国債・地方債等とは、国債、地方債及び財投機関債であります。

6 退職給付関係

(1)採用している退職給付制度の概要

役員について役員退職手当支給規程、職員については職員退職手当支給規程による 退職一時金制度及び確定拠出制度を設けております。

(2) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金1,861,593,893 円退職給付費用140,927,418 円退職給付への支払額△ 95,206,434 円期末における退職給付引当金1,907,314,877 円

(3)退職給付に関連する損益簡便法で計算した退職給付費用

140,927,418 円

(4) 確定拠出制度

拠出額

30,751,526 円

7 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

当法人は、短期的な資金運用については独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、金融機関への定期預金等で行っております。また、1年を超す資金運用については、同規定等に基づき国債・地方債等及び社債で行っております。

なお、交付金の支払資金の一時不足となる場合に、主務大臣により認可された借入 限度額の範囲内で、金融機関からの借入により資金を調達しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、未収金、未払金、短期借入金及び受入保証金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額	時 価	差額
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	46,808	46,718	△ 89

(注) 単位未満を切り捨てて記載しております。

(注1) 市場価格のない株式等は次のとおりです。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	2,704
関係会社株式	7, 812

(注) 単位未満を切り捨てて記載しております。

(注2) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じ

て、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価

格により算定した時価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なイン

プットを用いて算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それ らのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最 も低いレベルに時価を分類しております。

有価証券及び投資有価証券

国債、地方債等及び社債は相場価格を用いて評価しております。これらは活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

8 不要財産に係る国庫納付

区分	内	容
(1) 不要財産として	① 資産の種類	① 資産の種類
国庫納付等を行っ	畜産業振興資金	畜産業振興資金
た資産の種類、帳	(肉用牛肥育経営緊急支援事	(畜産経営維持緊急資金融通
簿価額等の概要	業)	事業)
	② 帳簿価額	② 帳簿価額
	4, 469, 505 円	497, 214, 048 円
(2) 不要財産となっ	平成23年度予算により措置	平成21年度補正予算により
た理由	された当該事業については、交	事業を特定して措置された当該
	付要綱において残余を国に納付	事業に係る返還金等については
	することとなっているため、予	不要であると認められるため。
	め返還金等については国庫納付	
	を行うものとして管理。	
(3) 国庫納付等の方	現金による現物納付	現金による現物納付
法	現金による現物納刊 	先金による先初約N
(4) 譲渡収入による		
現金納付等を行っ	無し	無し
た資産に係る譲渡		//// C
収入の額		
(5) 国庫納付等に当		
たり譲渡収入によ	 無し	無し
り控除した費用の		₩ C
額		
(6) 国庫納付等の額	4, 469, 505 円	497, 214, 048 円
(7) 国庫納付等が行	令和4年4月27日	
われた年月日	令和4年7月28日	令和4年10月28日
	令和4年10月28日	
(8) 減資額	無し	無し

区分	内	容
(1) 不要財産として	①資産の種類	① 資産の種類
国庫納付等を行っ	畜産業振興資金	畜産業振興資金
た資産の種類、帳	(畜産経営力向上緊急支援リ	(国産食肉流通合理化緊急資
簿価額等の概要	ース事業)	金支援事業)
	② 帳簿価額	② 帳簿価額
	603, 523, 295 円	20,000円
(2) 不要財産となっ	平成24年度補正予算により	平成24年度補正予算により
た理由	事業を特定して措置された当該	事業を特定して措置された当該
	事業に係る返還金等については	事業に係る返還金等については
	不要であると認められるため。	不要であると認められるため。
(3) 国庫納付等の方	現金による現物納付	現金による現物納付
法	先並による先初約10 	死金による死物が円
(4) 譲渡収入による		
現金納付等を行っ	無し	無し
た資産に係る譲渡	,,, ,,,, C	///// C
収入の額		
(5) 国庫納付等に当		
たり譲渡収入によ	無し	無し
り控除した費用の	₩ C	₩ C
額		
(6) 国庫納付等の額	603, 523, 295 円	20,000 円
(7) 国庫納付等が行	令和4年10月28日	令和4年10月28日
われた年月日	7 4 4 4 1 0 万 2 6 日	744410月20日
(8) 減資額	無し	無し

区分	内	容
(1) 不要財産として	① 資産の種類	① 資産の種類
国庫納付等を行っ	畜産業振興資金	畜産業振興資金
た資産の種類、帳	(畜産収益力向上緊急支援リ	(畜産収益力強化緊急支援事
簿価額等の概要	ース事業)	業)
	② 帳簿価額	② 帳簿価額
	201, 190 円	782,774 円
(2) 不要財産となっ	平成25年度補正予算により	平成26年度補正予算により
た理由	事業を特定して措置された当該	事業を特定して措置された当該
	事業に係る返還金等については	事業に係る返還金等については
	不要であると認められるため。	不要であると認められるため。
(3) 国庫納付等の方	現金による現物納付	現金による現物納付
法	先金による先初約1P	先金による先物料刊
(4) 譲渡収入による		
現金納付等を行っ	無し	無し
た資産に係る譲渡),;;; C	///// C
収入の額		
(5) 国庫納付等に当		
たり譲渡収入によ	無し	無し
り控除した費用の	₩ C	* C
額		
(6) 国庫納付等の額	201, 190 円	782,774 円
(7) 国庫納付等が行	令和4年10月28日	令和4年10月28日
われた年月日		7744410月28日
(8) 減資額	無し	無し

区分	内 容
(1) 不要財産として	① 資産の種類
国庫納付等を行っ	畜産業振興資金
た資産の種類、帳	(学校給食用牛乳の供給停止に伴う需給緩和対策事業)
簿価額等の概要	② 帳簿価額
	794, 103, 745 円
(2) 不要財産となっ	令和元年度予備費により事業を特定して措置された当該事業
た理由	に係る返還金等については不要であると認められるため。
(3) 国庫納付等の方	現金による現物納付
法	光並による先初前門
(4) 譲渡収入による	
現金納付等を行っ	無し
た資産に係る譲渡	
収入の額	
(5) 国庫納付等に当	
たり譲渡収入によ	無し
り控除した費用の	
額	
(6) 国庫納付等の額	794, 103, 745 円
(7) 国庫納付等が行	令和4年7月8日
われた年月日	77 14 4 4 7 7 8 日
(8) 減資額	無し

- 9 重要な債務負担行為 該当事項はありません。
- 10 重要な後発事象 該当事項はありません。